

- わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とならない場合がある。
 - (5) 契約書作成の要否

要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から、7日以内とする。
 - (6) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、同条第3項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開催日時 平成15年6月13日（金）午後2時から
- 2 開催場所 菊池郡合志町幾久富1947-1 合志町南部町民センター 南部公民館
- 3 聴取事項 菊池郡合志町幾久富1906 有限会社泰進代表取締役河津えみ子の申請に係る菊池郡合志町幾久富字建山1906-2の一部においてコインランドリーを新築することについて

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成15年6月9日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本 卓治

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
赤池嗣矢後援会	赤池 嗣矢	赤池 幸子	人吉市赤池水無町1240-1	その他の政治団体